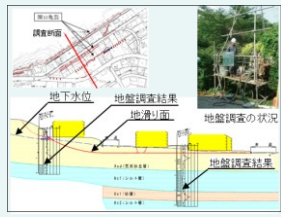


宅地耐震化推進事業の概要

○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や防災対策に要する費用の一部を補助。

事業主体	地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
国費率	1/3、1/2（宅地の液状化による変動予測調査のみ、令和12年度まで）
交付対象	・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の防災対策



大規模盛土造成地の安全性把握調査



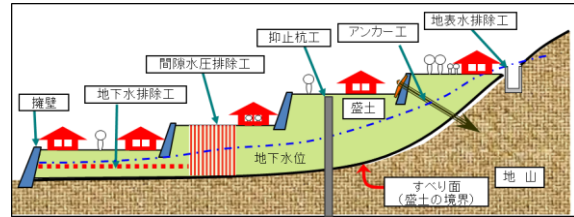
液状化ハザードマップ



擁壁の危険度調査

○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

事業要件

- 次のいずれかに該当すること
 - 盛土規制法（旧宅地造成等規制法）に基づき指定された造成宅地防災区域であること、又は安定計算による安全率が1を下回る区域及び隣接する区域であること
 - 盛土規制法に基づく勧告がなされた区域であること
- 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一段の造成宅地で次のいずれかに該当すること
 - 滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000㎡以上かつ被害を受けるおそれのある家屋10戸以上
 - 盛土前の地盤面の勾配が20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ被害を受けるおそれのある家屋5戸以上
 - 盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上（激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
- 滑動崩落により、道路、河川、鉄道、避難地又は避難路に被害が発生するおそれがあること

事業主体	地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
交付率	1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた造成宅地の復旧）
交付対象	大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費、工事費、用地費及び補償費

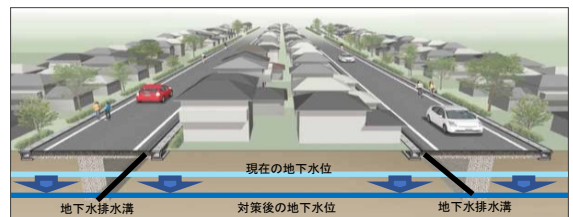
●大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③のいずれか（宅地液状化防止事業の場合は①のみ）に該当するものについて、地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2

- ①立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合 ②滑動崩落により家屋10戸（避難路を有する場合は5戸）以上に崩土が流入する場合 ③震度5弱相当で滑動崩落する場合

○ 宅地液状化防止事業

公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における宅地の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



道路と宅地との一体的な液状化対策を行う工法のイメージ（地下水位低下工法）

事業要件

- 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの
- 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

事業主体	地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
交付率	1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）
交付対象	宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費、工事費、用地費及び補償費